

第1日目(9月3日)

議長(松原良道君) おはようございます。ただいまから平成19年9月南沼市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議席番号27番・駒形正博君、および議席番号28番・若井達男君兩名を指名いたします。

(「了解」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る8月27日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日9月3日から9月18日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日9月3日から9月18日までの16日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果の報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。なお各議長会等より7月の新潟県中越沖地震に対しての見舞金をいただいております。諸般の報告の4ページに明細を記しておりますので後ほどご覧ください。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 (所信表明及び行政報告を行う。)

議長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第3号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・若井達男君の報告を求めます。

若井議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。調査事項、調査の状況、調査の内容等はお手元の資料に記してあるとおりでございます。

調査の状況。19年8月27日に委員全員の出席のもとに正・副議長ご出席いただきまして行っております。

調査の内容ですが、執行部の出席を求めまして9月定例会期及び議事日程等についての調査を行っております。

調査の事項でございます。(1)から(6)まででございます。平成19年9月南魚沼市議会定例会の運営についてということで、(1)会期および議事日程ということでございますが、これにつきましては今ほど議長が申したとおりに決定をしております。

(2)としまして決算認定議案の審議の進め方について調査を行っております。これにつ

きましては事務局の説明どおりに決定しておるわけですが、今年度より特別会計決算認定議案については、それぞれ1件ずつ議題として審議をするというふうになっています。昨年までは数件の議案をまとめて一括審議をしていたわけですが、今年からはそれらについては、一括でなく1件ずつの審議を行うというふうになっております。なお監査につきましても、一般会計につきましてもそれぞれ一般会計についての監査をいただくわけですが、特別会計につきましても、特別会計これも1件ごとの監査報告を行うということで決定しております。

(3) 請願および陳情の取り扱い、(4) 意見書の取り扱いについてでございますが、これは一括で審議しております。今回の議会につきましても請願2件、陳情1件ということでございますが、これにつきましては請願第8号、第9号は産業建設委員会に付託というふうに決定しております。

陳情第2号につきましても、総務文教委員会に付託するというふうに決定をしております。この中で質疑の中にこの請願、陳情者の団体はどういう団体、どういう内容のものであるかというような質疑があったわけですが、事務局側とするとそこまでは把握していないというようなことがあったわけですが、紹介議員が議会運営委員の中におられましたものから、そちらの方から説明をいただいております。

意見書の取り扱いにつきましても、これは今議会中にそれぞれ会派に持ち帰りまして、審査のうえ今議会中の議会運営委員会までにまとめてくるという、今までどおりのかたちで決定しております。

大きな2ですが、委員会の傍聴の取り扱いについてということで審査しております。本会議につきましても、これは自治法第115条の第1項に定められてありますが、委員会の傍聴についてはこれは定められておりません。委員長の許可をもって行うというようなやり方をやっておるわけですが、すべてが許可、許可でいいのか。開かれた議会であればやはり傍聴も必要なのではないかという、これは様々な意見がございました。そしてその意見の中にも委員会付託案件、もしくは所管事務調査の取り扱いについて別々の取り扱いをした方がいいのではないかなどというような意見もございましたが、これらはこの本議会中の継続審査ということで、これらもあわせて本議会中の議会運営委員会でも一度審査を行うというふうに決定をしております。

大きな3ですが、一般質問者の質問日の事前確定についてということで審査を行っております。この問題につきましても、事務局の方に一般質問の傍聴をしたいという中に、自分の支持している議員、もしくは内容的にこの人の質問をぜひとも聞いて、執行部、市長の答弁も聞いてみたいというような問い合わせがあるわけですが、これらの取り扱いにつきましても、事務局側に問い合わせがあるものについては、従来どおり事務局方で対応すると。また、それぞれ議員に対してもやはりそういった問い合わせもあるわけですが、これらについては議員各自でそれぞれそういった問題については対応処置していくということに決定をしております。

(4) 議員派遣についてでございます。この議員派遣は、今議会におきましては先ほども市長の所信表明にありましたけれども、中越大震災、3回目になるわけですがその追悼式について、議員派遣でこれについては行うということで、期日は10月23日というふうになっています。

閉会中の議会運営についてでございます。この閉会中の議会運営についての調査につきましては、この後予定されております臨時議会、また12月議会が予定されておるわけでございますので、これらは必要に応じた中で調査を行っていくというふうに決定しております。

その他ということでございます。その他の中に、仮議長選任権限の委任についてということが議題として取り扱われております。この問題は、議長もしくは副議長が事故あるとき、仮議長を選挙で行うというような規定になっておるわけですが、必ずしも仮議長は選挙でなくても、議長一任ということでも取り扱いができるというようなかたちのもとに審議をした結果、議長一任と。仮議長選挙は行わないということで決定をしております。以上でございます。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

笠原喜一郎君 今の委員長の報告の中で、確認というかちょっと議運のときと違うなというふうに思ったものがありましたので。監査報告の中で一般会計と事業会計についてはその会計ごとに監査報告をするということで、それはそれでいいと思います。ただ、特別会計については、審議は1件1件やりますけれども、そのつど監査委員が出て監査報告をするのではなくて、最初の議案の際に一括をして行うということで議運の中では決定をされたかと思しますので、確認をさせていただきたいと思えます。

若井議会運営委員長 91号議案、92号議案になろうかと思いますが、先ほど笠原議員がおっしゃいましたように・・・失礼、一般会計については、笠原議員のおっしゃるとおりですが、特別会計決算認定議案ということで、第84号議案から第90号議案までについては、監査報告は最初の議案の際に一括で行うと。はい、そのように決定しております。そして91号議案および92号議案については監査報告は1件ずつ行うと。そのように決定しています。ちょっと私の方で言い違いがあったかもしれませんが、以上のように決定しております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 総務文教委員長・種村充夫君の報告を求めます。

種村総務文教委員長 それでは総務文教委員会の報告をさせていただきます。

調査の状況でございますが、期日が7月26日木曜日、委員の出席状況につきましては全員出席でございました。議長からも出席をいただきました。

調査事項でございますが、1の教育特区・学園都市構想からその他まででございました。その他につきましては、6項目ほどそこに記載されておるとおり報告をいただきました。

調査の内容でございますが、執行部から副市長はじめそこに記載されている皆さんから出席いただいて、現地調査も含めて調査を行ったところでございます。

はぐっていただきまして、1の教育特区及び学園都市構想についてでございますが、現地調査を国際大学と北里大学保健衛生専門学院をさせていただきました。現地調査ではそれぞれの学長及び学院長から、学校の概要等について説明を受け施設の中を案内していただきました。

調査の内容であります、学校教育課長から教育特区について資料に基づき説明がございました。南魚沼市の教育理念は「心豊かでたくましい児童生徒の育成」を掲げている。豊かな心を育てる方法として国際理解教育に取り組むことが目的であり、当市に50カ国以上の留学生が学ぶ国際大学があるので、それらを活用して取り組んでいきたいというような報告でございました。

であります、小学校での国際理解教育であります。特に教育特区につきましては9月申請を目標にしているというようなことで、委員会のときには一応準備中と、協議は済ませたであるというような報告でございました。とりあえず平成20年には、小規模であります五日町小学校、大巻小学校、城内小学校、五十沢小学校と西五十沢小学校に対して、国際大学の留学生による国際理解教育の指導と英語教育等の充実。二本立てで進めていきたいというようなお話もございました。

それから小規模小学校への市費の講師採用であります。大巻中、城内中、五十沢中学校につきましては英語の教師が1人しかいないというようなことで、小規模中学校に特区関連で英語の教師を市費で採用し、柔軟にやっていくことが趣旨であるというようなことでございます。これも特区の関係であります、9月の申請には無理があるので検討するようということで、アドバイスを受けたというようなことでございました。

特区関連であります、国際大学の学生を活用しながらサイクリングターミナル、八色の森公園等を活用して合宿し、楽しみながら英語を学ぶ「小学生対象の国際交流イベント」。今年8月中に行いたいというようなことで、70定員で計画をして募集しているというような話でございました。

大きな課題としましては、来年度中学3年生を対象にして海外派遣を考えているというようなことで、現在中学2年生を対象に要綱を配付しているというようなお話でございました。

そのような中の方で質疑がございましたが、特に海外派遣とかその辺につきましてはいろいろありましたので、ご覧をいただきたいと思えます。

はぐっていただきまして5ページであります。学園都市構想について総務部長から説明がございました。学園都市構想につきましては、別にコンサルを頼んで計画書ができているかというようなことではなくて、大和町時代に総合計画の中に載ったことがあったと。運動して事もなく徐々に下火になって一時中断したところでありましたが、国際大学の理事会の中で井口市長と泉田知事が、大学理事長との話の中で学園都市構想の話が出てきたと。知事も市長も学園都市構想に関心を持たれ、広大な土地のある大学の中に中央のトップ企業の方

が参画している。このような中で学園都市構想が再び燃え上がってきたというような説明でございました。

質疑の関係でございましたが、特に学園都市構想についてはまだ構想もまとまっていないというようなことでございましたので、質疑等はいりませんでした。

それから2の給食費の収納状況であります。学校教育課長から資料に基づき説明がございました。平成18年度の収納状況につきましては、調定額が3億1,003万7,904円、収入総額が3億959万5,584円というようなことで、99.8パーセントの収納率でありました。そんな中で未納の始まった12年度から合計が129万1,867円の滞納があるというようなことでございました。内容につきましては9ページに記載されてございますのでご覧いただきたいと思っております。

3につきましては市税等の収納状況と不納欠損の関係とありますが、これにつきましても例年同じような状況でありまして、14ページから16ページに記載されてございますのでご覧をいただきたいと思っております。なかなかぱっとした改善は出ていないというようなのが現状でございます。

それから4の大河ドラマの「天地人」。8ページであります。進捗状況でございますが、それぞれ議員各位ご存知のとおりなかなかぱっと前へは出ていませんけれども、火坂先生の講演等をいただきながら徐々に今進めているような状況でございます。我々が知っている限りのかたちの中で、8月9日までの分はそこに記載されてございますのでご覧をいただきたいと思っております。以上が閉会中の審議の結果でございました。

次に管外調査のご報告を申し上げます。調査の期日が7月の18日～19日の2日間でございます。行き先と調査の内容であります。山形県の南陽市。これにつきましては防犯・防災運動についての調査を行いました。それと米沢市につきましては、NHK大河ドラマの決定に伴います米沢市の取り組み等についての調査を行ったところであります。参加者であります。委員が全員、それに議長、執行部から産業振興次長それから総務課長、事務局から局長、議事係長から出席願ったところであります。

南陽市の関係であります。南陽市は「安全で安心なうるおいのあるまちづくり条例」というようなことで、15年7月からこの運動に取り組みまして、毎月1日の日を「安全・安心の日」と定め、一斉に市民の運動を展開しているというようなことだそうでございます。5つのキーワードを設定して、1が生活の基本となる食の安全、2が犯罪防止、3が交通事故防止、4が青少年の健全育成、5が暴力のないまちづくりというようことでございます。条例の骨子等もありましてその説明を受けながら来たところであります。市民大会等を開きながら現在では安全パトロールステッカーをそれぞれ貼り付けたり、各小中学校に行政機関・防犯協会の組織等配布して車にステッカーを貼っているというようなことでございます。

それから青色回転灯を付けて用意した車を持ちまして、10台ほど設置して防犯を呼びかけているというような状況でございました。それぞれ18年度の4月、JAとヤクルトレディのボランティアにより「こども見守り隊」を結成して、未然に犯罪を防ぐということを協

力いただいているというような内容でございます。

それから米沢市でございますが、これにつきましても本市と同じ今年度4月29日にNHKから大河ドラマの発表があったというようなことの中で、動きにつきましてもお聞きしましたら、なかなか思うようには進んでいないというような状況でございました。そこに記載されてございますが、大体本市と同じような動き方でございます。

ただし、いろいろの史跡それから資料等はとても私どもには比べものにならないほどいっぱいございまして、即、大河ドラマ等に使える物がたくさんあるというようなこととございました。大河ドラマの決定から間もないことから、米沢市においても検討に入った段階ということで、質疑等は行わず、直江兼続公それから上杉家の史跡を案内していただいて、ただただ資料等のあるのに驚きながら帰って来たところでございます。これらの資料を今後どんな形で私どもで生かしたり、またお願いできるのかというあたりを検討していきたいと思っ

ているところであります。以上であります。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

若井達男君 1点の確認と1件お伺いします。4月29日にNHKの発表があったというふうに今説明いただいたのですが、これは4月の26日ではなかったでしょうか。その点の確認。

それといま1点ですが・・・失礼、米沢市の方の管外調査の件でございます。今ほどのその4月29日の件といま1点。1日～2日米沢市にすべて居られたわけではないと思いますので若干の時間だったと思いますが、市民の盛り上がりというものは感じられましたか、米沢の方に伺ったときに。その2点をお願いします。

種村総務文教委員長 はい、お答えいたします。この29日が印刷ミスで申しあげてしまいましたが、NHKの発表は4月26日でございます。

それから市民の反応であります。私ども、直江兼続公の関係で林泉寺に行って来ました。もう全部林泉寺も大河ドラマの、例えば団扇等をその当時作り上げておきまして、市民全体ということではないですけれども、やはり関係者はある程度の取り組みがかなり進んでいるという感じを得てきたところでございます。

ただ、本市と同じでそれほど市民が盛り上がるとか云々ではなくて、やはり市、そういう関係、御廟所等もそうですけれども、そういう所はある程度盛り上がっておりますが、市内についてはまだこれからというような状況でございました。

中沢俊一君 1点だけお願いします。教育特区の関係ですが、市で特別のその教員を採用していくということとあります。一番この辺が予算を食うところだと思っておりますし、また効果も期待も読めるころだと思っておりますが、その教員の採用人数であるとか、そういう財源についての見通しあたりは説明ありましたでしょうか。

種村総務文教委員長 まだそこまでの関係は当時は聞いていませんでした。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 産業建設委員長・阿部久夫君の報告を求めます。

阿部産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会からの報告をさせていただきます。産業建設委員は今回非常に調査事項が多く、熱心に朝早くから夜、精一杯時間をかけて審議いたしました。

最初にララの運営状況について。その前に調査事項でございますが、期日は7月31日、委員全員出席でございます。

調査の内容につきましては、執行部また福市長以下、お手元に配付してありますように各担当部長、課長さんから出席を求めていただきました。

調査事項におきましては1番から7番まででございます。その他8番にその他がありますが、最初にララの運営状況についてということで説明させていただきます。これは現地調査をいたしました。現地で店長さんの方からララの運営状況についてということで概要説明をいただきました。ここに書いてありますが、15年から17年までの経営指導を受けたと。その中で、現在空き店舗対策に直営店のサンバードが入っているが、できることなら別の店からのテナントに入ってもらおうように指導していきたいというような内容でございます。今後は家賃の見直しを行い、早めに固定賃料にしていくという考えを持っているということでございます。

今現在は4人の職員がおりますけれども、今後は3人で何とかできないかということで頑張っているというお話でございます。あと6月27日の取締役会で、監査役に収入役から副市長に変更になったという説明をいただきました。以上、現地では大体このような説明がありました。

次に「こしひかり紙」和紙の里運営状況についてでございます。これも現地に行って説明をいただきました。

次に市営スキー場の今後の運営についてでございます。これは現地には行ってきませんが、午後からの事務調査等でもって質疑をいたしました。市営スキー場の今後の運営についてでございますが、地元産業振興部長からの説明をいただきまして、地元説明会において19年度で市の直営は終了し20年度から指定管理制度の下での運営をお願いしてきた。本来指定管理者は公募をするべきだが、スキー場の土地はほとんど地元の方から借りているのと、地元の方と一緒に取り組んできた経緯から一時的に地元でどうかと声掛けをした。スキー場、サイクリングターミナル、勤労者体育館の3施設を分けないで一括して「八海山麓観光施設」として条例を作り、指定管理者制度に移行したいというような説明をいただきました。

質疑の内容でございますが、指定管理者を受けることについて地元の感触はどうだかと。スキー産業は斜陽なので地元以外の応募はないと思うが、適正な委託料の見極めはどうするかというような質疑がありました。答弁でございますが、代表者との話合いの中では地元で何とか受けてもらえそうな感じになってきた。ただし委託料を適正に積上げる必要があると思うというような答弁がありました。

次でございますが、農地・水・環境保全対策についてでございます。これも産業振興部長等から資料に基づき説明がありました。7月18日に各団体に第1回目の概算支払いを行った。共同活動には38組織が取り組み、先進的営農活動には8組織が取り組んでいる。交付金額は合計6,169万1,000円で、国の負担が3,084万5,000円、県と市の負担がそれぞれ1,542万3,000円になるという説明でございます。

質疑でございますが、当初は事務手続きが煩雑なので土改も手伝うということだったが大きな問題はなかったか。品目横断的経営安定対策と両輪で集落営農への発展は見込まれるか。猫の目農政の中でこの事業の今後はどうなるか、どのように予測されるかという質問でございました。

答弁でございますが、土地改良区連合に頼んで手続きをしてもらった集落もあったと。事務局もパソコン入力ができる様式を作り配付をした。事務の流れは思ったより問題なくいったと思う。協議会としても集落営農の組織化につながっていけばと思っている。20年に事業の中間評価を行うので、その時にある程度の評価が出るようなら2次、3次とつながると思うというような答弁がありました。

次でございますが、建設部発注状況と今後の計画についてでございます。これは建設部長から資料に基づき説明がございました。建設課の発注状況は市単独分が7月20日現在で市道改良事業が当初予算の16.7パーセント、舗装事業は21.1パーセント、消雪パイプ事業は17.3パーセントの契約率になっている。補助対象分は19.3パーセントの契約率である。地盤沈下区域へ節水型降雪感知器72基を10月に交付金事業で発注を予定しているということでございます。

都市計画課の発注事業計画は17件で内繰越7件と債務負担行為2件が含まれている。予算の執行状況は45パーセントになるということでございます。

その中で質疑でございますが、一基80万円相当の高額の降雪感知器だが性能については、ということでございます。答弁では2年間の試験結果で一般の感知器より稼働時間が59パーセントから30パーセントの減になった。今年度は地盤沈下区域内で検証していきたいという答弁でございます。

次の6番目でございますが、駅裏消雪パイプの計画についてでございます。副市長及び建設部長から資料に基づき説明がございました。この駅裏消雪パイプでございますが、これは先ほど市長の施政方針の中でも話がありまして、この路線は1日3,500台から4,000台の通過車両があって、今まで除雪機械で行ってきたが住宅化が進み、排雪場所がなくなり機械除雪が困難になってきているということで、なんとか消雪パイプの導入を図りたいというようなお話でございました。

当初は駅裏の320メートル減の延長1,400メートルに設置する計画であるということでございます。1,400メートルの延長だと4本の井戸が必要になってくる。今年度は削井1本と消雪パイプ360メートルを設置したいという説明でございます。

次のような質疑と答弁がございました。近くの井戸が枯れたり水量が減るおそれはないか。

地区の負担はどうか、というような質問でございました。答弁では影響が全くないとは断言できない。また補償については因果関係がはっきりしないと補償は難しい。この線路の消雪パイプの施工は地元要望ではなく、道路管理上施工すること及び幹線道路で受益者が不特定多数であることから、地区への負担は求めないという考えであるという答弁をいただきました。まだその他にも質疑答弁ありますが資料を見ていただきたいと思います。

7番目の流域下水処理場の運営状況についてでございます。企業部長から資料に基づき説明をいただきました。流域下水道は平成2年に六日町が供用開始になって2年後の平成4年に塩沢町が供用開始されました。汚水量の増加予測により17年度より1池増設工事をし、平成20年度には1日の処理能力が1万6,500立方になる。維持管理負担金の問題で県から協議されている。県とは覚書を交わした中で話を進めてきた。1立方130円はとても受けられないと。資本費を算入することについても1立方79円を上限としての中からにしたという説明でございました。

質疑でございますが、17年度の有収率が悪いがこの原因ということですが。答弁では16年10月の地震による影響と、その後の豪雪で消雪パイプの水がマンホール周りから管渠に流入したことが原因と考えられるという答弁でございました。

以上の1番から7番までのこれは後ろに詳しく資料が載っておりますので、後で読んでいただきたいと思います。

最後の8番のその他でございますが、総務部長から塩沢庁舎のコールセンター進出と、中越沖地震の被害と救助支援状況及び19年度の交付税額について説明がありました。

以上で管内の視察は終わりました。管外調査についてご報告させていただきます。期日は19年7月25日から26日。研修内容及び視察先でございますが、石川県輪島市とあと上越市でございます。石川県輪島市におきましては、本町の朝市通り整備事業についてと。それから朝市の観光来客数と経済的波及効果について。それから白米千枚田オーナーの制度についての3点を調査視察いたしました。

上越市におきましては中越沖地震の被害が市内にあったため、市役所での研修は中止いたしました。林泉寺または春日山城下を視察いたしました。参加者は委員全員出席でございます。執行部からは産業振興部長と建設部長から同席していただきました。事務局も随行していただきました。

輪島市の整備事業についてでございますが、輪島市に行きますと次長、局長、建設部の次長さんから、また、地域の担当から説明をいただきました。輪島市の朝市は全国的にも有名であり、市街地における中心的な商店街として、地元市民の日常用品や食料品の調達であると同時に、能登観光の中心としてこれまで発展してきたというものでございます。

この本町・朝市通りは朝市と商店街が共存している全国でも珍しい特殊な道路の活用形態で、この独特の歴史や文化性を生かしながら以前の賑わいを取り戻すために、本町商店街と朝市組合が連携の下、様々な施策への取り組みが必要となった。道路整備に関する取り組みには地元住民を中心としたワーキング会議を発足し、行政や各分野の専門家を交え意見交換

を行いながら整備内容や道路のデザイン・材質をはじめとした検討を行ったという説明をいただきました。

整備計画の特徴でございますが、(1)の給水栓・排水口の設置から(5)の電線類の地中化など、非常に道路の景観をよくする真剣な取り組みを行っているということでございます。

朝市の観光来客数と経済的効果についてでございますが、輪島市の朝市は正月3が日と毎月10日、25日以外は毎朝営業しており、物々の交換の形態からはじめると1千年の歴史になり、現在は520店舗が出店していると。輪島への観光客の6割が朝市に足を延ばしている計算になり、女性客が非常に多いと言われております。ちなみに輪島市でございますが、平成18年の観光客の来員数は、123万1,000人の内、朝市に来るお客様ですが86万5,600人からの統計になっております。

次に白米千枚田オーナーについての説明をいただきました。日本の原風景を思わせるような景観の非常にすばらしい棚田で、平成13年1月には国指定文化財に指定されており、田んぼは平均1.6坪と全国的にも類を見ないほど小さい田んぼでございます。今は高齢化や後継者不足で地元だけでは稲作が困難となっておって、現在多くの団体及び個人のボランティアの支援を受けて耕作活動が続けられているという説明でございました。白米千枚田オーナー制度については、企画をし、地元の方、オーナー同士の交流による人と人の結びつきを大切にすることを目的にしているという説明でございました。

質疑応答は手元の資料に書いてあるとおりでございますので読んでいただきたいと思います。

次に上越市でございますが、先ほどお話しましたようにちょうど中越沖地震が重なったために、市役所での研修は中止して、直江兼続公と関係のある林泉寺と春日山神社を視察いたしました。現在放送中の「風林火山」に係る上越市の取り組み状況と観光客への波及効果はどのようであったか、また反省点などの研修をいたしました。

林泉寺と春日山神社を視察してきましたが、この地震によって観光客は大変減っているような話でありまして、南魚沼市には直江兼続公の縁の品物が少ないため、これから観光客を誘致する上で直江兼続公生誕の地としての工夫は必要であるというふう感じたところでございます。以上で産業建設委員会の報告を終わらせていただきます。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

山田 勝君 1点お伺いします。ララの運営に関してです。近日大型食料品店がここに入ったわけですが、中でアルコール販売をしていると思います。大型食料品店の入り口すぐ脇に地元酒店が営業していると思います。そういったことで地元店への圧迫があるのではないかと懸念しているところですが、その辺の質疑等はありませんでしたか。

阿部産業建設委員長 そのような質疑はございませんでした。

寺口友彦君 委員長にお伺いいたします。資料の10ページ、11ページ関連であります。組合生活センターが退去ということでありますが、組合生活センターが持っていた持ち株それから預り敷金、これについての説明があったかどうかということ。もう1つは街づく

り会社自体の返済計画、債務返済計画の提出についての説明があったかどうか。以上2点です。

阿部産業建設委員長　　そういった最初の質問はございませんでした。2番目の返済の方法ですが、資料に書いてありますけれどもできるだけ職員を少なくし、そして返済も10年延長に合わせてなんとか事業計画を進めて、今後24年に返済が終わるのでその分を県の返済に回せるというふうに頑張っていくというようなお話でございました。今、良食さんが入って結構売上の方も上向きになっているというようなので、できるだけ頑張っていくというようなお話でありました。以上です。

岩野 松君　　駅裏線の井戸掘りのことについてで、このことについてはありませんが、ここを見たところちょっとわからないので質問するのですけれども。例えば六日町の中で井戸を掘れない地域で今まであった井戸とか、それから特に公道になっているあまり太くない線ですけれども、そういう所がこの前の大雪では本当に水が出なくなり除雪がしにくかったということもあったのですけれども、そういうのに対する対策を考えられているかどうかという質疑なり説明はありませんでしたか。

阿部産業建設委員長　　こういった公道についての意見等はありませんでした。確かにこの所だけ消パイをすると、他の所にも先ほど説明がありましたように影響があるのかないのか。それに対してのまた消雪の井戸を設置するについては、これからとりあえず今ここ主要道路をやっていくというだけのお話で、今後の公道については極に詳しいお話はございませんでした。

中沢俊一君　　下水処理場の運営状況について伺います。131円のこれは使用料のことだと思っておりますけれども、これをじゃあ単価改正、つまり値上げがあるということですね。これを見ると、最大79円を上限とした単価改定を協議しているということでしょうけれども、大変大幅な値上げになるわけですがこの原因とかそれから実施する時期ですか、そういうことについての説明はありましたか。

阿部産業建設委員長　　こういったことについての質問はございませんでした。「(説明もなかった)の声あり」はい。

議 長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

「(異議なし)の声あり」

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議 長　　社会厚生委員長・和田英夫君の報告を求めます。

和田社会厚生委員長　　それでは社会厚生委員会の報告を行います。調査は7月30日、委員は全員出席であります。議長からも出席をいただきました。調査事項については年金行政について。環境基本計画について。保育園の指定管理者制度について、これは現地調査を含むわけであります。それから社会福祉法人若葉会について、これも現地調査を含めて行いました。午前中に現地調査を行い、午後事務調査ということでございましたが、南魚沼市としては、生涯自分の足で歩こう、レインボー健康体操、というのに非常に取り組んでいるということで、私たちも午後の議会開会前に保健課長と保健士の皆さんから来ていただいて、

筋力作り運動の指導を受けて、爽やかな気分で午後の調査に入りましたことを報告しておきます。

調査の内容であります。執行部から市民生活部長、市民課長、環境課長、福祉保健部長、福祉保健部次長、福祉課長、子育て支援課長の出席を求めて行いました。

はじめに年金行政であります。これは今、全国的に非常にいろいろ報道されておるということで、このことについては平成14年度から保険料収納業務が社会保険庁に移行し、市では窓口業務だけとなっているので統計資料がないと。今回、社会厚生委員会から調査以来がありましたので社会保険事務所の回答をいただいたので説明をしないと、こういうことであります。

未納額について個々の事務所では把握していないということであった。現在社会保険事務所では年金記録問題についての相談窓口の受付時間を延長して対応し、特にマスコミ報道があった直後では1～2週間は一日に120人くらいの照会があった。調査日現在であります。60から70人くらいの照会件数となっていると、こういう説明であります。

そこに書いてある後段に、年金記録問題の解決に向け社会保険事務所から市に対し各種協力要請が来ている。市では年金加入記録照会の取次ぎや市が保管する国民年金記録情報の確認・回答などで協力をしていると。こういう説明がりましたが、特にこのことについて委員の中からは質疑はありませんでしたが、資料1としてページ7、8、9にありますので後で見ていただきたいと思うわけであります。

環境基本計画であります。ここに書いてあるように南魚沼市では平成17年6月23日に施行した「環境基本条例」に基づき、平成19年3月に「南魚沼市環境基本計画」を定め、この計画でもって取り組みを始めているということでございます。あとそこにいろいろ書いてあるわけですが、具体的な取り組みとしては、特に事業者、市民の模範となるようなことが大事であり、そこで「市の行動計画」を策定し、具体的に取り組みに入っていると、こういうことであります。

特に質疑はそこにあるように、市民の取り組みの部分でもう少し具体的にできないかと、こういうことがあったわけですが、答弁にもあるように基本としては具体的なものを市は示さなければならない。そういうことで今後取り組んでいきたいし、特に事業者あるいはまた市民の理解を求め意識を高めていきたいと、こういう答弁があったわけであります。

2番目に行動計画はちょっと数が多すぎて、もう少し絞った方がいいのではないかと、こういう意見もあったわけですが、それに対しては、今この行動計画ですぐに必要な部分と、もう少し先でいいのではないかとこのことの仕訳を考えながら各関係部署と協議をしながらやっていくと、こういう考え方が述べられました。これについての資料もあとの方にありますので、後で見ていただきたいと思うわけであります。

次に保育園の指定管理者制度でありまして、平成19年、今年の4月1日より指定管理者学校法人六日町幼稚園に委託しましたが、同年4月19日に名称変更登記「学校法人里咲学園」というふうになったようであります。そこには質疑がいろいろあるわけですが、いわゆ

る公立と、指定管理者のような私立との保育理念ということの議論があったわけであります。そこに答弁にあるように保育理念については公立、私立ともに違いはないと、こういうことでした。保育理念に違いはないわけでありますが、各保育園のホームページというかその内容を見ますと、保育理念の次には一つのそれぞれ保育所の方針というものがあるのです。あるいはその下りには施設長、保育園長の一つの考え方等々が出て、あるいはまたその年間行事等々の中ではそれぞれ特徴があるが一つの理念としては変わりがないと、こういうことだそうであります。

その次に答弁の中で、今、子育てはもちろん若い親も一緒に育てるという「子育て・親育て」が保育士に求められていると、こういう担当課長からの答弁がありました。いちばん後段の方で私立と公立の園長を一堂に会し研修する機会を作ってはどうかと。こういう意見についても、今年から公設民営の保育園が2カ所になったことを受けて、園長会議などを一緒にやりながらそれぞれ研修の場となるように取り組むと、こういう答弁があったわけであります。

次に社会福祉法人若葉会でありますが、そこに書いてあるように子育て支援事業と介護支援事業を単体で行うことのみならず「子育て・介護」を組み合わせた事業「子育て・介護応援団」を実施している。これはさらに県内唯一、国の総合施設モデル事業として「認定子ども園」の指定を受け実践してきたところであり、平成20年4月からの開設に向けているとこういうことです。この「認定子ども園」についてはそこに説明があるわけですが、特に19～20ページにありますので後でひとつ見ていただきたいと思うわけであります。

質疑はそこに書いてあるとおりであります。

さらにその他として新潟県後期高齢者医療広域連合の概要について、私がたまたまそこに出させていただいているということで、若干詳しく委員の皆さんに報告をさせていただきました。

その次には保健福祉部長よりこの19年10月1日実施の「県単子ども医療費助成事業」についての説明をいただきました。さらに総務部長より各総務、産建委員長と同じような3点についての説明がありました。

次に管外視察の件であります。7月の9日～10日に千葉県鴨川市の医療法人亀田総合病院に、ここは入院病棟機能と外来機能の分離型システムとその効果ということ、あるいは病院の経営方針についてを視察したわけであります。

群馬県の藤岡市、これは公立藤岡総合病院及び付属外来センター。これは病院の敷地外に新たに外来センターを作った理由、あるいは分離型システムのメリット・デメリット、あるいは病院の経営方針ということで視察をしてきたわけであります。参加者はそこに記載のとおりであります。

それで亀田総合病院については、これはそこに記載されているように人口3万7,000人という市に立地しながら、1日2,500人～3,000人の外来患者が訪れる大規模なメディカルセンターというのが非常に印象に残ったわけであります。そこに記載のように私ども視

察をさせていただいて、まさに医療の最先端をいく日本有数の病院だなというふうに今思い出されるわけであります。

次のページで、分離型システムにした理由ということで質問があったわけですが、現実としては分けて分けなくても変わりもなく、どちらでもよかったというような院長の答弁でありました。今後の病院はどうであつたらいいかということですが、箱物はいつでもできる。「病床数何床の病院を開設したいか」ではなく、「何人の医師を確保できるか」ということが大事だと。私どもの基幹病院のことで質問をしたわけですが、400床程度の3次救急をやるのであれば、最低150人～200人の医師がいなければ崩壊するというような、こういう話もされたわけであります。あとそこにいろいろ質疑がありました。後で見ていただきたいと思うわけであります。

公立藤岡総合病院及び付属外来センターについては、これは藤岡市・多野郡で構成する多野藤岡医療事務市町村組合の運営する公的総合病院でありますけれども、これは平成14年4月に入院と外来の機能分化をすすめ外来部門と検診部門を病院より分離し、付属外来センターを開院し、病棟部門は救急医療と入院患者の診療に集中・特化する体制をしたわけでありますが。

質疑の中で2番目の、分離型システムについては、そこにあるように病院と外来センターは1.5キロメートル離れているが、機能は一体であり行ったり来たりしている。カルテも移動する、職員も大幅な増員、療機器の重複等経営は非常に厳しい。救急だけの病院も外来だけの病院も問題があると思うので今後見直していく。分離型のメリットはあまりないというような非常に厳しいご答弁がありました。

あとそこに記載のとおりでありますし、後に資料がありますので後で見ていただきたいと思えます。以上で報告を終わります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 通常の委員会の方の管内視察で第4番目ですか、若葉会に行ってきたということなのでちょっとお聞かせください。ここに若葉会の「塩沢金城わかば児童館」というのが書いてありますけれども、これはどういうことをやっているのか。もしわかったらお聞かせください。

和田社会厚生委員長 そこに書いてあるように何力所か視察をしたということで、幼稚園・保育園・児童館ですから、ちょっと具体的にどう・・・ゆきつばきと施設がつながっていた所だったと思えますが。ちょっとそこは専門家に後で。ちょっとわかりません。忘れました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議長 お諮りいたします。本会期中の特別会計の決算認定議案、請願及び陳情を

除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由の説明は、予算、決算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由の説明を省略し担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計の決算認定議案、請願及び陳情を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由の説明は予算、決算及び人事案件に限り行うものとしたします。

議長 日程第6、平成19年請願第8号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める請願、日程第7、平成19年請願第9号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願、及び日程第8、平成19年陳情第2号 私立高校への公費(私学助成)拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書の採択を求める陳情、以上3件を一括議題としたします。

請願第8号及び請願第9号を産業建設委員会に、陳情第2号を総務文教委員会にそれぞれ付託しますので審査をお願いいたします。

議長 ここで暫時休憩としたします。休憩後の再開は11時15分としたします。
(午前10時55分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
(午前11時15分)

議長 日程第9、第14号報告 専決処分した事件の承認について(新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について)を議題としたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 お諮りいたします。

第14号報告 専決処分した事件の承認について（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第14号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第10、第75号議案 字の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第75号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第76号議案 南魚沼地域土地開発公社定款の変更について、日程第12、第77号議案 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、及び日程第13、第78号議案 政治倫理の確立のための南魚沼市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。3件について提案理由の説明を求めます。

総務部長 （提案理由の説明を行う。）

議長 3件を一括して質疑を行います。

岩野 松君 77号議案に、今度、郵便事業も民間ということになっているのですが、この6条に戸籍の謄本、抄本、証明書の送付を求める場合というのがあります。今まではそういう場合は郵便局が取り扱うということで、お互いに信頼と信用の下で届いていたりしていたのですけれど。もしそういうのが届かないとかがあった場合とか、それから配達する方が民間になり開封されて、それが何ていうかいろいろなことがあった場合とかそういうのに対する懸念とかは、どういう形で保護されるとか。そういうのはあるのでしょうかどうい

のでしょうか。

総務部長 手数料条例の中で戸籍の謄・抄本、その他のことができるということになっておりますが、それはあくまでもできますし、郵便法そのものはまだ生きています。そのほかに民間の方が今度はやる場合は、信書の送達に関する法律というのが新しくまたできて、そうした個人の信書の秘密というようなものはこの中で確保するというようなことになっているはずでございます。以上でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第76号議案 南魚沼地域土地開発公社定款の変更についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第76号議案 南魚沼地域土地開発公社定款の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第77号議案 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第77号議案 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第78号議案 政治倫理の確立のための南魚沼市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第78号議案 政治倫理の確立のための南魚沼市長の資産等の公開に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第79号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

宮田俊之君 1点、この7号の方で確認をさせていただきたいのですけれども。私の知る限り、同じ敷地内で足湯とプラスマッサージだとかそういったサービスを付けて、その敷地に入る入場料を取っている施設が市内にあるかと思うのですけれども、これについては足湯のみの利用料ではないわけですから、課税免除の対象だということによろしいのでしょうか。

市民生活部長 ここにも書いてありますとおり、足湯で無料というものに関しては課税免除をするわけですが、有料になる場合はこれは課税免除の対象にならないというふうにご理解をお願いします。

宮田俊之君 すみません。言い方が悪かったのですけれども、その足湯を含んだ敷地に入るにはお金を取っているわけですね。足湯があってマッサージがあって、その敷地の入場料を取っているわけですね。それについても入湯とは意味が違うということでもいいのですね、という確認をしたいのですが。

市民生活部長 足湯に入るための入場料をいただいているという場合は、これは課税になります、というふうにご理解をお願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第79号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第80号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市地域開発センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 野暮な質問をして申しわけありませんが、目的外使用という事例はどうか、そういうのがあったらちょっとお聞かせください。

総務部長 まず1点、営利目的あるいは営利行為で借りるような場合は、目的外使用ということ。それからあとは宗教活動というようなことも考えられます。そういうことの場合は目的外使用ということで規定の料金をいただきたいということでございます。

腰越 晃君 条例5番のセミナーハウス関係を削除する理由について、今の説明の中になかったようなのですが、そのところをお願いいたします。

総務部長 失礼しました。目的外使用条例の中でセミナーハウスの部分を削除してありましたが、セミナーハウスはセミナーハウス条例の中に同じ表で使用料が載っておりました。これは本当に合併のばたばたの中で条例を作成したもので、両方へその規定が載ってしまったということで今回こちらの方を外させていただきます。よろしく申し上げます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第80号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市地域開発センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第81号議案 南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第81号議案 南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17、第82号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

消 防 長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

阿部久夫君 私は以前、消防団員についていろいろ質問いたしました。この地域において災害等あったときは、やはりなんといっても地域予防。これにできるだけ人員確保をしていただきたいという願いをしてきました。その中で団員の確保ができないから、だんだん削減していくと、どうもなんかそのように受けとられるような気がします。やはり私は団員をできるだけ確保しておくということが、この地域の予防また災害についても一番大切なことであると。これがまただんだん少なくなってくると、また人員が少なくなった、じゃあ2,300人また2,000人と。どうも何かそのように。もう少しきちんとした団員の確保を図っていくべきだと私はそういうふうに思いますけれどもこれはどのように。また、消防長はそういった会議の中でこうした発言をなされたのかどうなのかお聞きいたします。

消 防 長 確かに阿部議員の言うように、消防団員というのは地域に密着したものでございまして、消防力としては大変大きなものがあります。そうした中でこの定員を減らさないようにとということで、毎年これから1月人員編成等々になりますけれども、そうした中でまた部長さん等々をお願いをしているところでございます。

しかしながら、いろいろなお努力、加入等々をやっておりますけれども、なかなか次に若い人がいない所もありますし、そうして入り手が少なくなっているのが現状でございます。今後もまた、その辺は力を入れた中で全力を尽くして確保に努めていきたいとそんなふうに考えておる次第でございます。

いよいよ、それがどのくらいの人員が適正かということでございますが、今現在の人員以上にまた確保されていけばよろしいのでしょうか。今現在、ある所では女性団員の方もその部の中に入ってきている所もありますし、そうしたものを今後推進していけばいいのかなど。そんなふうに思っておりますが、改めてまだ女性分団を作った中での確保をしようという考えはまだ持っておりません。これはまた時期が来たならばそうした考えも必要だろうと、そんなふうに考えているところでございます。以上であります。

阿部久夫君 消防長の言うことは十分わかるのです。やはり今どこのよその地域に行っても、「消防団員を求む」というチラシをよく県内外に行っても見ます。今の高齢者とはいつでも、我々60以上になってもまだ元気でやられていられる地域もあるのです。やはりそういったいろいろな形でこういった地域予防に参加していただくようになれば、人員確保は2,500人とはいなくても、できるだけの確保に取り組むべきではないかというように私は思っています。

そうした中で、今後のそういう状況になったらまた考えるというお話でございますけれども、私はこの条例にはどうも納得いかないような気がしますが。できるだけもう少し、市をあげても団員の確保は、全力をあげて取り組んでいただきたいと、そういうふうにお願いしますが、市長はどのようにお考えですか。市長からの答弁をお願いします。

市長 定数が2,500で実人員が2,410数名ですか、これを2,430人にしようということですが。一つはなかなか、今、消防長が触れましたように、少子・高齢化もありますし、若い人たちが、特にこう中心部の皆さん方が消防を嫌うという部分もあるやに聞いておりますが、なかなか人員が集まらないと。

そこで、2,500のままですと80数名分の共済費が、毎年毎年むだになっているわけです。どのくらいの単位だったかな、100万円単位でしたか・・・(「140万円くらい」の声あり)140万円くらい。そこで2,430人というのは、今の10数名よりまだ若干こう幅がありますので。一応ここに設定をさせていただいて、団員確保で2,500人集まるよということであれば、すぐ2,500に戻しますよ。本当に集まるようであれば。

むだをまずひとつ排除するというのが一つと、実際本当に集まらないわけですので。市もあげてやっていますけれども。集まる状況になれば、いつでも変えるとは言いませんけれども、これは条例の数は変えていきますので、どうぞひとつ阿部さんの方からもその加入促進について特段のご努力をお願いしたいと。2,430を超えていただいて結構でございますので、よろしくお願い申しあげたいと思っております。決して少なくないとは思っておりません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第82号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで昼食のため暫時休憩といたします。午後の再開は1時15分といたします。

(午前11時50分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

なお、議会事務局より家事都合により3時30分より早退の届けが出ておりますので、これを許します。

(午後1時10分)

議長 日程第18、第84号議案 平成18年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

産業振興部長 (説明を行う。)

議長 次に監査報告をお願いしたいと思いますが、監査委員から第90号議案までの特別会計7会計の決算報告を、ここで一括して行わせていただきたい旨の申し出がありました。これを許したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 (監査報告を行う。)

議長 第84号議案に対する総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっております第84号議案は、産業建設委員会に付託いたします。

議 長 日程第19、第85号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計
決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

市民生活部長 (説明を行う。)

議 長 総括質疑を行います。

笹木信治君 詳細は委員会でやればいいわけですが、この当該年度、18決算年度での
資格証明証の発行数をちょっとお聞かせ願いたい。

市民課長 資格証明証の発行ですが、18年度末では191人でございます。

笹木信治君 そうすると17年度でいいますと、これは6月1日の数字ですが107件
ということでありますので、大幅に増えているわけですね。これはほぼ倍近いわけですが、
増えたのはどのような理由によるかというあたりをちょっとお聞かせ願いたい。

市民課長 理由は滞納ということでございます。ちなみに18年度末では191ですが、
保険証は年に1回の切り替えの時期になっておりまして、8月1日現在で新たに切り替えを
行いました。その時点では175人となっております。再度の納税交渉の中でもなかなか納
めていただかないという方について、残念ながら6カ月証、3カ月証、それからそれが続き
ますと、資格者証ということでございます。

笹木信治君 滞納によるということはそれはまあそのとおりだと思いますが、1年間滞
納すればこの資格証明証を発行するということであるわけですけれども。これは国民健康保
険法の施行令で単純に滞納したからといって、保険証を返還する、資格証を発行するとい
うことにならないということは書いてあるのです。災害、その他特別な事情があればその限り
ではないというふうになっています。

それが国では細部の基準は決めていないですね。決めていないというのは、地方自治体が
やはりそこを斟酌しながらどの程度までを災害、あるいはそうした特別な事情によるかとい
うことを判断しながら、保険証の返還命令、資格証を発行していくという保険法の施行令で
はそういうことになっているわけです。私はその点がきちんと実行されているかどうか。前
にも一般質問で申し上げたのですけれども、その点が問題だと思うのです。

当然、一家の主人が病気で倒れる。あるいは災害に遭う。会社が倒産する。リストラに遭
う。いろいろあるわけですけれども、私はそうしたことの他に、例えば病人を持っている家
庭であるとか、病気がちの高齢者を持っている家庭であるとか、そういう家庭については保
険証の返還を求めるきではないという主張もしてきましたが、そういう点でこの国が決めた、
あるいは県が決めたこの施行要綱に沿ってきちんと斟酌されたかどうか。というのは、これ
だけの数字からみるとどうもほぼ倍近く増えているわけですから、そこらへんはどうでしょ
うか。単純に滞納世帯、即保険証の返還命令というようなことでやってきたと、こう思われ
る節もあるわけですがそこら辺はどうでしょうか。そういうことでの検討を加えたかどうか、
そこをひとつ聞かせてください。

市民課長　ご指摘のとおりでございますけれども、私どもの方としましても単純に保険証に発行しているということはいたしておりません。たしかに生活困窮でありますとか、事業を休止したとか、災害とか、そういった方には交付してはならないということになっておりますが。資格証につきましても1年間滞納したから即、次からは資格者証ですよということではなく、気長に納税交渉を重ねながら、ある程度1年間経ったら6カ月証に切り替えて、また交渉してそれでも納めていただかないと3カ月証にするとかということですので。少なくとも資格者証にするまでには、通常ですと2年近く期間をとってその間に納税交渉させていただいた中で、そういった生活困窮等の事情も勘案しながらやっているわけでございます。

ただ、滞納者の中には、なかなか納税交渉でお願いしても接触できない方とかそういったかたちもございますし、どうしても納めていただかないという方もございまして、残念ながら当初切り替えのときにはまた資格者証の発行が増えてしまっている。一年間にはまた増えてくるというようなかたちもあります。年に何度か見直しをしております、納めていただくともた短期証に返したり、また短期証の方が資格者証になったりというような例がございしますが、単純に移行しているということではございません。

岩野 松君　今のに関連してです。年齢層の話がなかったのですけれども、65歳以上とか75歳以上でも資格者証を発行しておられる方があるかないかお聞かせ下さい。

市民課長　資格者証で年齢別をちょっと調べてはございません。ございませんが、75歳以上の方には資格者証は発行してはいけないことになっていきますので、75歳以上の方にはありません。

議　長　総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議　長　ただいま議題となっております第85号議案は、社会厚生委員会に付託いたします。

議　長　日程第20、第86号議案　平成18年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市　長　(提案理由の説明を行う。)

福祉保健部長　(説明を行う。)

議　長　総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております第86号議案は、社会厚生委員会に付託します。

議　長　日程第21、第87号議案　平成18年度南魚沼市老人保健特別会計決算

認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

市民生活部長（説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第87号議案は、社会厚生委員会に付託します。

議長 日程第22、第88号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

企業部長（説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

笹木信治君 1点お聞きします。市債が332億円ということで市の市債の大きな部分を占めているわけです。償還も18億円ということですが。この下水道の償還金について私ども下水道関係はいわゆる優良債で、その償還の大部分を交付税措置があって額が多くても心配はないのだというような説明を町会議員時代から受けてきたわけです。けれども、現行のこの情勢の中で、果たしてそうした決められた交付税措置がきちんとされているかどうか。

それから償還については、計画的にやっておられるわけだと思いますけれども、繰上償還であるとかあるいは借換えであるとかというようなことも考えてやっておられるかどうか。そこら辺をひとつ。

下水道課長 ただいまの笹木議員の質問にお答えいたします。まず起債の関係ですけれども、多大な金額にはなっておりますが、平成23年から25年くらいをピークに平準化していくというかたちで、後は落ちていくという試算の中で現在進んでおります。

それから借換債につきましては、平成18年度決算でも6パーセント以上、3億5,000万円借り入れております。これを当初6.7パーセント 6.8パーセントが1件ありましたけれどもこれをすべて最後まで返すのと、今回借換で返す、その利子の差額が約1億1,000万円安くなるという試算のもとで、今後もそういうものを運用しながらやっていく予定になっております。以上です。

（「国の交付税措置はきちんとあるか、そこを」の声あり）

総務部長 下水道も交付税算入の中にきちんと入っております。数字的なものは課長が今調べに行っていますが、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

(「きちんと入っていればいいのです。わかれば答えてもらいたい」の声あり)

議 長 後で調べて答えるそうです。

岩野 松君 全く今度は逆ですが、不納欠損金が特に負担金やそういうものに出ています。前にもお聞きしたのですが、下水道につながんでいる方で不納欠損金というのは実際どれくらいあるのか。

そしてつないでいないから納めないのだと、そういう方が多いのだというふうにお聞きしていたのですけれども。もしかしてその方がよそへ移られて、そこへ別の方が入ったりしたときには、その負担金はまたその新しい方から払ってもらおうとか、そういう決まりごとはどうなっているかお聞かせ下さい。

企業部長 分担金・負担金については、例えばその事業を促進するときにかかります。例えばその後、この土地を買ってそこへ家を建ててつなが込むというときは、それは要りません。(「払ってなくても」の声あり)それは分担金を払わないところに土地を買ってする場合については、その事業年度も終わっていますとなかなかそこへ。農地を買って宅地化をしたりする場合はかかるかもしれませんが、宅地を買ったなんていう場合については、さかのぼってとるわけにはいきませんのでそれはだめです。

それから使用料。例えばつながんである家に入らなければならないというようなことで、前の人の未納があるから私がそれを引き継ぎますという人はなかなかいないので、そこらあたりを明確に買った時点をこちらへ届けて、そこから以降のものについてやる式になるうかと。言っている意味がわかりますでしょうか。

岩野 松君 言っていることはわかりますけれども、家の方が一番先、とにかく下水道の説明があったときにある高齢者の方が、水洗にするには結構100万円からもかかるので「もう私でここは住み着くあてはないから」と払わなかった経緯があるのです。そのときの説明では、もし別の方がそこへまた移られるようになったときには、その方からあれしてもらいますのでいいです、みたいなものを聞いたのです。けれどもそうすると不納欠損金という考え方が出てこないのかなというふうに思っていたのです。それはでは年度ごとで終わらせてしまうというふうに考えていいわけですね。

下水道課長 ただいまの質問ですけれども、基本的に負担金の方の説明でわかりやすくさせていただきます。農地等猶予を受けていると。個人が申請の中で猶予だというものを土地があるものについては、それが農転されたというようなかたちで宅地化される場合にはかかってきます。ですからその土地を第三者が買ってそれを新しく、今まで猶予をしていたものを解除する場合には、その新しい方の方へ当然ながら負担がかかってきます。けれども、今現在宅地で猶予なしでかかっていたと。ただ、たまたまいろいろな要素がございまして、時効なりもう年度が過ぎてしまっているというかたちを別の方が買った場合には、新しい方に負担の義務は生じてきません。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

総務部長 失礼いたしました。先ほどのご質問の中での交付税の方で、下水道事業債の償還分がどれくらいというようなことでしたが、8億900万円ほど交付税の方には算入になっているということでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第88号議案は、産業建設委員会に付託します。

議長 日程第23、第89号議案 平成18年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

産業振興部長 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第89号議案は、産業建設委員会に付託します。

議長 日程第24、第90号議案 平成18年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

福祉保健部長 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第90号議案は、社会厚生委員会に付託します。

議長 日程第25、第91号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

水道事業管理者（説明を行う。）

議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員（監査報告を行う。）

議長 総括質疑を行います。

和田英夫君 事業報告書の中に今ほども監査委員が話を出したわけでありましたが、施設利用率というものがここに34.2パーセントと非常にもったいないわけでありまして。そこで市長、この18年度のおそらく予算の頃であったと思うのですが、ちょっと水を売りに行かれないかと。三国の水をちょっと売りに行かれないかと。つまり魚沼市の水の里工業団地構想の中であの当時魚沼市さんは、いわゆる虫野地域というか向こうから水道を引っ張ってこようという何か話がちょっとあったものですから、どうですかという話しをした経過があるのですが、市長、その後はうまい話になっているのですか。

市長 水の里工業団地の方が進捗が今もってはかばかしくありませんので、星野市長さんには話だけはしてあるのです。ただ、まだ元がなかなか進展していませんので、その後の話というのは一切ありません。ですので進捗もないということであります。

和田英夫君 確かに具体的に期待される企業がまだ来るという話にはなっていないようではありますが。市長もご存知のように30ヘクタールのうちの16町歩くらいを、今年度用地買収をして、20年度にいわゆる宅地造成、こういうことでももちろんご承知のとおりだと思っております。既に土地改良区のいわゆるほ場、田んぼの給水一般移設、配水、これも既にその俎上に登っているわけですから、まあまあ私はそれ以上のことは専門家でなくてわからないわけでありまして。この南魚沼市、市外に水道水の供給というのもある程度手続きが入り用だかと思うのですけれども、まあまあその宅地造成をしてからの後でもいいのか。いずれにしても魚沼市さんはどうも本気といえはそのとおりですけれども、話が企業は決まっていなくても、受け入れ態勢としては進んでおるようですから。

今度は水道の専門家の方で、いわゆる地域外に水を引っ張っていく場合にはかなりおそらく手続き的に期間がかかるのかもわかりませんが、そういう面で後で「さあさあそうか」というようでは、いわゆる官公庁の手続き上でだめだった、間に合わなかったというようなこと・・・わからない。わかりませんが、その辺はやはり全体的に考えてもし可能であれば、という気がするのです。

市長 具体的に申し上げますと、いわゆる水無川を渡さなければならないわけですね、水を。（「何かちょっと違うみたいだが。まあいいです、どうぞ」の声あり）向こう側からぐるっとまた引いてくるという手もありますけれども。では魚沼市さんがどこからどう引いてくればいいのかというのは私はよくわかりませんが、費用面においても非常にいいお返事はいただいているのではないのです。「そうか、ううん」という程度であります。それから水の里工業団地も今はどの程度の進捗であるかは極は把握してありませんが、ほとんど進んでいないということであろうと思っています。ですので、全く話が進まないでいるということです。

あと水道事業、いわゆるそちらに給水をしなければならないということになりますと、計画区域の変更から始まって、確かに手続き的にはちょっとまた難しいといいますが、煩雑な手続きが必要になってくるものだというふうに考えております。

それはそれといたしまして、それよりも市の中で、先ほど所信表明の中にちょっと触れましたが、流雪溝用の水に使ってはどうかという部分も、これは国土交通省の方から地下水対策の面も含めて、市の中でも全体的にそういうことはちょっと考えられないかというような提案、投げかけもありましたり、いろいろな面で施設稼働率はこれだけですし、水のいわゆる需要といいますが使っている率は5割をちょっと超える程度でありますから、約40パーセントくらいの水が余っている。これをやはり有効利用するということも含めて、トータル的に考えていこうという話は一応また出てきたところでありますので、ありとあらゆる面を考えているところであります。何か難しい手続きが入り用だかどうだか、ちょっと水道事業の方で。

水道課長 質問にお答えします。実はそういうことで、他町村に水道水を持っていく場合には、事業認可の変更が必要です。もちろん相手方の同意が必要なわけなので、片方だけ積極的に申し入れても、相手方が呑まないとうまくないと。その辺の調整をとった中で認可をもってしていただければということでは、内容的には県の生活衛生課とはお話ししております。以上でございます。

和田英夫君 これは商工観光課が窓口になっているのですかね、事務の関係は。市長はほとんどいわゆる構想は進んでいないというその認識が、ちょっと私と違うというか、いわゆる魚沼市さんと行政的な南魚沼の担当課もその辺の情報が入っているわけでありまして、具体的に私もたまたま立場上ということで、近々にまた向けての会もあるわけですから。言っているようにどういう企業が来るといことは決まっていないが、話は進んでいるというふうに私は認識しているのです。

そうすると、それに向けて確かに今度はやるとすれば時間はかかるという認識、それはそれでいいのですが、そういう面ではもう少し市長と魚沼市の市長さんと。つまりそうすると今までの話の中で、非常に難しいから魚沼市も南魚沼市とも連携しながら、ぜひこの事業は成功させたいと。こういうことでかなり市長対市長のパイプはできていると思うのですから、ぜひその辺を。また行き会う機会があったらそういうセールスが可能であるか。

市長 ちょっと誤解してとらえられたようでありますが、私が申し上げたのは、用地買収交渉が進んでいないとかというそういう意味ではなくて、実質的に16ヘクタールですか、造成をしようというそのも含めての話であります。用地買収のことについては別に進んでいないとか、特別進展があったとかということではないと思っております。では造成をしてもいわゆる進出する企業がどうかというと、これは全く今は見通しがたっていないということ。そういう意味を私が申し上げたところであります。

ですので、例えばでは水道がどうかということをお話をしても、やはり企業そのものの進出がある程度見込める状況にならなければ、わざわざ他市の方から「では水をくれや」

とか、どの程度では水が必要だとか全くわからないわけでありますので。その辺が進んでいないと、こういうことであります。用地交渉的なことはある程度は進捗しているものだというふうに認識しております。星野市長とは常に連携をとって進めているというところであります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議 長 ただいま議題となっております第9 1号議案は、産業建設委員会に付託します。

議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時半といたします。

(午後3時09分)

議 長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後3時30分)

議 長 日程第26、第92号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

大和病院事務長 (説明を行う。)

議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 (監査報告を行う。)

議 長 総括質疑を行います。

腰越 晃君 非常にわかりにくいのですが。市立病院という性格、また大和病院のこれまでの歴史的な経緯から考えれば、当然この大和病院はなんとか地域医療に貢献しながら維持していくべきであるというように考えているわけです。今年度、大和病院につきましては、今ほどの説明では1億7,000万円でしたか、当期損失があると。それから繰越欠損が12億6,900万円。あとは基金関係では昨年建設改良積立金を取り崩しておりまして、2,290万円。そういう経営内容かなというふうに、今の説明をとらえたのですが、これに間違えなければ市長の見解をお伺いいたしたいのですけれども。

この累積欠損等を含めて大和病院の経営というものを、今後どのように継続し立て直していくのか。医師の不足という問題もあるという話もあるのですが、これは一朝一夕には片付く問題ではないと思うのですけれども。そうしたところのこうした累積欠損をもっていながら、どのように立て直していくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

市 長 今おっしゃっていただきましたように大和病院、あるいは城内病院も・・・大和・城内あわせて12億円超える、大和病院そのもので8億円ちょっとの累積欠損であります。この立て直しにつきましては、今、宮永先生が院長として赴任されてから、このことにも大変なご努力をいただいております、今年の4月から これはもう前年度からちょ

っと進めていたわけでありませけれども 給食関係の外部委託。これも数字的なことが必要であれば後で事務長に答えさせませけれども、相当の削減が進んでおります。

あとはやはり公務員の場合はいたしかたないという部分はありますけれども、病院、医療関連職員のやはり高齢化という部分が非常にこの経営を圧迫している。先ほど事務長がちょっと説明いたしましたように人件費比率が60数パーセントという、ここにある程度やはりメスを入れなければならないという。私もそうでありますし、宮永先生からもそういうご提言をいただいております。

これは単に年齢の高い職員の首を切ろうとかそういうことではなくて、職種換え、あるいは勤務体系の変更とかそういうことも含めていろいろ提案をしてみようということで、先般、病院事業の運営委員会の中にも概略のお話は申し上げて、大体その運営委員会ではそういう方向で模索してみてもよからうという部分をいただいているわけです。そういうことをまず内部的な改革をやらなければならない。

やはり一番の原因はお医者さんの不足であります。医師不足。医師さえある程度整っていればほとんど赤字にはならないわけでありませけれども、城内病院も例えばもう一人医師が来れば、飛躍的に黒字幅が伸びるということです。大和も整形外科、あるいは内科、これらにきちんとした医師が整えば、もう単年度の赤字というのはそう見なくていい状況にはなっていくわけです。大和はおかげさまで9月1日から長嶋先生からおいでをいただきました。この先生は指導医の資格も持っております、あのとおりであります。

そういうことで徐々に経営も立て直しを図っていこうということではありますが、将来的には基幹病院との連携の中でどういう病院形態にしていくかということ、今検討中であります。大和の場合ですね、外来専門になるのか。あるいはご視察いただいた亀田メディカルセンターですかの院長先生によれば、外来だけでなんてとてもその収支はまわらないぞというようなお話もありますので、その辺をまた宮永先生等と相談しながら私どもの大和病院としては、基幹病院関連の中でこういうかたちを打ち出していきたいということを県の方にきちんと出して、それを県と連携をしながらやっていこうと思っております。

12億円という大変多額な赤字であります。累積欠損であります、必ずこれを清算できるように一生懸命頑張らせていただきます。先生方も医師の皆さん方も、大変そういう面ではモチベーションも上がってきておりますので、なんとかなっていくのではないかと、ある意味では楽観もしているところであります。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、先ほどの監査委員の監査意見書の結びのところで、とにかくこれからのこの赤字を解消するもしないも、医師をどう確保するかということにかかっているというような指摘がありました。私もそのとおりだと思いますし、今市長も本当にそのとおりだろうというふうに思っているわけです。そこで、その中でここに書いてあるように、基幹病院及び既存病院の方向性を明らかにされていない状況というのが、やはり医師確保を一層厳しくしていると考えられるというふうに指摘をされています。

県の基幹病院を核とした医療のスキームの中で、医師不足に対して基幹病院から周辺病院

に医師を派遣するという方向が出ています。しかし、私たちも考えてみれば、とにかく足りない部分を基幹病院から派遣をしていただければそれでいいのかなというふうに思っていたわけですが、しかし現在、大和病院に勤務をしている医師の皆さん方の気持ちというのはわからないわけですが、やはり医師の先生方というのは、ただ単に足りない部分を補填をしてもらうということだけではなくて、自分たちもやはり基幹病院に派遣をするとか、出向するとか。そういうふうな部分で自分のレベルアップをはかっていきたいという、そういうふうな考え方を持っているのか。そういう気持ちがあるのであれば、特に市長からこれからの県とのいろいろな話し合いの中で、ただ単に県から足りない部分の医師を派遣してもらうということではなくて、基幹病院のスタッフの人材を基幹病院の中でもやはり生かしていただきたい、というようなことをはっきり言ってもらうことによって、今これから大和病院に来ていただく医師も、私たちの自分の力量を基幹病院でもやはり生かせるのかな、というようなそういうやはりひとつの方向性をきちんと作ってもらえるのであれば、私は医師の確保というのは、そういう意味で確保しやすいのかなというふうに思っています。

その辺の医師の先生方の考え方とかをちょっと聞きたいと思えますし、市長からもその辺、県との関わりとか大和病院の人材をどう活用していくかという、その部分をちょっとお聞きいたします。

市長 基幹病院と大和病院、あるいは六日町・小出病院の関連の中で、医師につきましては、これは私も県の方も前々からそういうふうには申し上げていると思うのですが、今ここにいらっしゃるお医者さんがすべて基幹病院に行っていたとしても、すべてですよ、まだ数が足りないわけでありまして。ですので、基幹病院に何て言いますか、勤務したいというそういう意欲を持っていらっしゃる方がすべて基幹病院の方に行っていただけということは、私は六日町病院には申し上げておりませんが、大和病院の中ではそれは話はしてあります。

ただ、やはり概要といいますかまだ基幹病院そのものかたちがはっきりしていないものですから、先生方の中からは、何をどういうふうにするかわからないのに基幹病院、基幹病院と言っても、それはなかなかそのかたちがつかめないうちはどうだこうだとは言えないと。あるいは一部の方はもう基幹病院など全く行く気はない。地域医療、そういうことに専念したい。こういう方もいらっしゃいますので、その辺はまた改めてきちんと皆さんにお伝えしなければなりませんし。

これも先般の病院の運営委員会の中でお示しをしたわけですが、宮永先生の方からのご提言もありまして、とにかく大和病院、城内病院、いわゆる市の病院にお勤めいただく医師を定数以上確保するくらいの努力をしていこうと。そして大和病院、城内病院に医師を相当確保したうえで、その皆さん方から地域医療にあたっていただく方、そして基幹病院に行ってください方と、こういうふうなまた何て言いますか、仕分けなどという失礼ですが、そういうかたちをきちんともっていくと。看護師にしても同じでありまして、今のままでは看護師もじり貧状態でありまして、そういう方法でとにかく大和病院、城内病院

に。

今、例えば患者が、ベッド数がこのくらいですから看護師はこのくらい、医師はこのくらいという数字はあるのですが、それを超える数字であってもどんどん受け入れていこうという方向性を、改めて打ち出そうということで今、話を進めているところであります。病院の個々の先生方については、ちょっと私はわかりませんので、事務長が把握しておったらお願いします。

大和病院事務長 基本的に市長が今申し上げたとおりだと思います。私も個々の先生方の意向というのは、たまに何かの拍子にちょこっと話される方もいますが、全部聞いているわけではありませんし。今、笠原議員ご質問の医師をどういうふうにするかという、この辺がやはり私も一番ポイントになるのではなかろうかなと思っております。

医師はどういうところに集まるか、どういうことで残るかというようなことを考えているのですけれども、基本的にはやはり病院といいますが、市といいますが、市立病院ですから、そのビジョンというか将来像というものをきちんとやはりつくるといふこと。それからどういう理念を掲げてどういうことをやっていこうというものがやはりきちんと議論をして、市立病院ですので市民の皆さんのご意向等も伺ったりしながら、そういったものを基幹病院の計画等と合わせて作っていくということというのが、非常に重要になるのではないかなという気がしております。

あとは早くて5年後くらいに基幹病院がオープンするというような、確定ではないですがお話がありますが、そういう中でそれまでもやはり今までと同じようなかたちで医療提供というのはしていかななくてはならないわけですし、それから医師の確保もやはりそれに合わせてやっていく必要があると思います。

それでひとつは、医師にも漠然とこの医師が、内科の医師が、ということではなくて、医師も管理職クラスの医師もおりますし、それから中堅の30代後半から40代くらいの何でもやれると、体力的にもやれるというような医師もおります。それから医学部を終わって前期研修、後期研修やったり、あるいはそれが終わっているいろいろな病院に行ってみようという若手の医師もおります。どういうことをやったらどういう医師がとれる。どういう医師が今のこういうことをやるには必要なのだという、ポイントをやはり絞って揃えていく必要があるのではないかと考えています。

そういう部分では市長が施政方針の中でもお話ししたのですが、長嶋先生という外科の先生は指導医といいまして、指導する資格等をいっぱい持った先生です。そういう先生がおいでになって、それによって外科はどういう先生をとろうかという組み立てをして、どういう病院だとかどういう大学だとかいうことを攻めれば、医師の確保がより実現的になるのかということも検討しながら 内科もそうですし、整形もそうですが、そういうことを今検討をしながら 入っているところでございますので、もうちょっと具体的に見えるまでは時間をいただきたいと思います。以上です。

笹木信治君 1点お聞きをします。外来患者が減っているということで、これは医療負

担が増えている中での診療抑制が始まっているという、私はそのとおりだと思います。そうした中でも赤字幅を630万円も縮小したというこういうこの経営努力は評価されるべきであると思います。大和病院は基幹病院を視野に入れて今後の経営、当然そこを視野に入れた経営方針というものがなければならぬと思います。たしかに病院といえども企業ですから、これを単年度収支でペイさせようと思えばやれることはやれるのですよね。そういうことをやろうと思えば、きっと皆さんの手腕であればやれると思うのですけれども、病院だからそんなことはできないわけですよね。当然、地域の皆さんのニーズがあるわけです。そのニーズにやはりより100パーセントに近い答えをしなければならないというのが使命であると思うのです。

そういう点で言えば、私は皆さんの経営努力、これから医師の獲得を含めたその経営努力は続けなければならないと思うのです。けれども経営方針として基幹病院、ここ1～2年直ちにそちらの方へ移転できるというわけではないですから、当面の間は続くわけですから。この間の経営をやはり住民のニーズ、要望というものをふまえた経営方針をきちんと前面に据えてやるべきであると思うんですね。赤字解消、赤字解消をあまり前面に出しすぎると、やはり不採算部門を切るということも起こると思うのです。六日町病院などは整形外科の先生が1人いなくなるそうですけれども、だんだんあそこも患者さん方が減ってきますから、そういうふうになってきますから。そここのところの考え方をひとつお聞かせ願いたいと思います。

市長 今おっしゃっていただきましたように、病院事業といえども企業会計でありますので、単独でやはり黒字を黒字でなくてもとんとんでいくという方向をきちんと目指さなければならないわけです。かといって、今おっしゃったように切り捨てるばかりで黒字化を図っても、これはそうならないわけであります。そういう両立をしながらという、非常に難しい面がありますけれども、さっきちょっと触れましたが、病院の内部の改革といいますが、これについてもやはり相当進めるべきところはあるわけであります。悪いのを切り捨てるという意味でなくてですね。

そこでできれば来年21年度前後には公営企業法の全面適用を視野に入れてやっていこうではないかということも、先般の病院事業運営委員会の中ではお話を申し上げたところであります。この部門が何て言いますか、患者が少ないからもうそれは捨てようとか、そういうことは全く考えません。地域医療をきちんとやっていけるという、その前提が第一でありますので、そこを基本にして考えていきます。

ですので切り捨てるとかというそういう意味はありませんけれども、黒字化もやはり追求しますということの中では、やはり公営企業法の全適の方が、より病院長あるいはその企業管理者がもう独自でその施策を行えるわけでありますので、いいのではないかという方向を今出しているところであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総括質疑を終わります。

議長 　　ただいま議題となっています第9 2号議案は、社会厚生委員会に付託します。

議長 　　日程第27、第93号議案 平成19年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 　　(提案理由の説明を行う。)

総務部長 　(説明を行う。)

議長 　　質疑を行います。

中沢俊一君 　　2～3点お願いいたします。13ページ、建物貸付料の件であります。ちょっとよく聞いていなかったのですが、半年分で6百何十万元の貸付料というふうに了解してよろしいでしょうか。ばかにいい条件かなというふうに思っているわけですが、この誘致に対して市の方の優遇策というのはどんなものをあげたのか、ちょっと後で聞かせてください。

2点目ですが、21ページです。生活保護一般経費の返還金。これの発生の要因です。生活保護費につきましては最近マスコミでもいろいろ話題になっておりますけれども、どういう要因でこの1,000万円からの返還が生じたのか。その経過を聞かせてください。

もう1点ですけれども、25ページ、流雪溝整備の事業費であります。事業計画の見直しという話でありますけれども、具体的にどの路線をどういうふうにこれから見直していくのか。まだまだ未整備という声が聞こえるものですから、その中身についてちょっと触れてもらいたいと思っております。

27ページ、教育相談適応指導者。臨時職員の賃金をあげてありますけれども、表面的にその数字の上では不登校児は減っているように見えますが、実態はいろいろなかたちで深刻化しているというふうに当市でも聞いております。どうにかたちでこれからはこの不登校、ひきこもりに対処していくのか。この辺の見通しがありましたら聞かせてください。以上です。

総務部長 　　最初の建物貸付料のことですが、今の進捗状況では私どもの方がこの単価で向こうのコールセンター側の方へ提示をして、まだ契約には至っておりません。一応契約の中身的なところをやっていますが、当初これではちょっと高すぎるというような話もありますので、今後ちょっとその辺の協議の中で安くすれとか何とかという話が出るかもわかりませんが、一応私どもが今提示して、それでその後、特にまけるとかどうかとは直接来ていませんので、そういう中で契約書の案まで両者でやっている段階です。この後、出てくるのかどうかちょっとわかりませんが、そのような状況で計上させていただいたことにご理解をお願いしたいと思います。

産業振興部次長 　　優遇策でございますが、一応私どもの方では一般の企業誘致に関係をして支援をできれば、ということで今のところ考えておりまして、考えられるのは新規雇用の

1人10万円、1,000万円限度と。この部分に該当を今のところ可能かどうか。

それから固定資産税3年間2分の1減免。ただ、これは直接的には私どものお貸しする部分で、固定資産の投資部分は3,000万円を今のところ超えるか超えないかちょっと微妙な部分になっていますので、今後の協議ということでございます。

ちなみに県の方では総額で1億円近くのをなんとかできないかということで、今のところは協議をやっているところでございます。以上です。

福祉課長 21ページの生活保護一般経費の返還金の1,036万7,000円ということでございます。これにつきましては生活保護の状況が、16、17年度のあたりでは世帯主数にしていきたい72世帯、70世帯前後で推移してきました。そういった中で18年度につきましては、年明けて1月以降になりましてだいぶ相談件数等も増えまして、年度末では結果的に81世帯というふうなことで、80台に増加したということになったのですが。そういった状況を受けて、早めに請求事務をしますので余計めに請求していたということで、結果的に1,000万円ほどの返還金が生じたというふうなことでございます。

生活保護の費用で一番大きなものは医療扶助でございまして、1億3,700万円ほどかかっていますが、そのうちの半分以上は医療扶助ということですが。何か被世帯員が大きな手術等をするとぐっと費用が上がってしまうということで、なかなか清算額が早めにつかめない状況ですのでご理解いただきたいと思えます。

建設部長 3点目でございますが、25ページ、流雪溝の事業計画の見直し実態の調査委託料でございます。これから規模を拡大していくわけですが、路線の見直しも含めてでございますが、現在、駅東地区、中心市街地になるわけですが、そちらの方を集中的に冬流しておりまして、その通水時間、要は1日ひとつの路線が2時間、3時間、日にちを換えながら運営をしているわけでございます。

今、駅西の方に送水管を設備をしております。もう2～3年しますと今度また水をそちらの方に配らなくてはならないということもございまして、全体的な数量の見直し、それからどういうふうに時間的な配分をしていったらいいのか。今まで通水をしておりました区域のサービスを低下させないようなかたちで、どういうふうに水を確保していったらいいのかということでございます。

それでその辺の実態調査をやろうということですが、先ほど市長の方からちょっと水道水の利用の話も出ましたけれども、他に水源をどういうふうに求めていくのか。今ある水源は1.393トンという毎秒のトン数でございまして、フルにポンプ2台が運転をしながらの量も既に確保しているわけでございます。さらにこれから路線を拡大するということになりますと、新しい水量、水を確保しない限りサービスを低下せざるを得ないという実態が出てまいりました。例えば水道水の利用、あるいは幹線用水路の水の利用、あるいは地下水の地盤沈下エリアを外れたところに井戸を掘って対応するとか、いろいろな方法があると思うのですが、その辺を調査をしたいということで今回お願いをしたところでございます。

教育長 27ページに計上してあります予算につきましては、従来旧町各1カ所、

合計3カ所でやっておりました支援教室の指導員の賃金の増額であります。これは現在の体制で19年度も通年でやっていこうというそういう考え方での予算であります。

お尋ねの不登校のといいますが、予防、どうやって防ぐかという部分につきましては、小学校と中学校の連携の緊密化というふうなことで、一人一人の生活面、学習面。9年間という期間でその一人一人の子供たちを小学校・中学校が連携して見ていこうというふうな取り組みの中で、少しずつであります強化をしていきたい。こんなふうに思っております。

例えて申し上げますと、塩沢中学校区、旧塩沢地域ですね。小学校と中学校の連携の強化というふうなことで、従来からもやっておったわけですが、昨年度から特にこの辺に留意した取り組みをしまいいりまして、かなり大きな成果を上げているというふうに認識しております。こういったやり方を全市域に広げていきたい。こんなふうに考えております。

牧野 晶君 27ページの小学校管理一般経費。城内小学校の雨漏り修繕をしていくということですが、この間も言ったのですが、市内に雨漏りしている体育館の小学校がいくつかあるということです。その中でも順番的に一番ひどいものなので、ここをまず最初にやっていくかという考えなのか、その点を。ただ、水を上げるからまず優先的にやりましたということなのか。また次もどんどんやっていきますよということなのか、その点の確認をさせていただければと思います。なかなか子供が滑ったりして危ない可能性があるのも、という要望が強くなるので、この点の考え方をしっかり聞かせてください。よろしく願います。

教育長 ご指摘にありましたように、雨漏りが特に激しいものですからここから、補正でありますようお願いして手を打ちたいという考えであります。他にも雨漏りしている体育館がいくつもありまして、それぞれ私どもも困っておりますし、迷惑をかけておるわけでもありますけれども、なかなか原因が原因といいますが、最初に水が沁み込む場所が押さえられない、確認できないというふうなことで、何回か専門家にあたってもらっても押さえがきかないというふうな状況であります。したがって、他の雨漏りにつきましても計画的に対応してまいりたいと、このように考えております。

議長 お諮りをいたします。第93号議案終了まで時間延長をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

高橋郁夫君 13ページの国際交流のことでお聞きしたいのですが。視察ということでもって行くのに100万円ちょっとということです。先ほど総文の報告の中にもありましたけれども、アメリカの農家にホームステイということで計画されているということです。今まで塩沢でもそうですけれども、結局姉妹都市あるわけですよね、オーストラリアのセルデンとか。そういったものを選ばないで初めてこのアメリカにしたのは、どういった何かあるのか、お伺いしたいと思います。

あと、総文の報告の中にもこの専門業者2社から1社に絞って今、交渉中ということですが、それは市内の業者であるのかどうか。そこら辺もお伺いしたいと思います。

市長 国際交流関係の中のまず英語ということです。そういうことの中からやはりアメリカという部分がまず出てきました。それからこの農家というのが私のこだわりがちょっとありまして、やはり子供たちがいろいろ学んでいくうえで農業ということ 将来農業に就くか就かないかは別ですけれども、農業を基本的にきちんと学んでいただかないと、人間形成の上で非常に欠陥が出るだろうということで。アメリカ農業というのは私も一度視察したことがあったのですが、素晴らしい部分がありました。そういうことで今回はアメリカと。何州だったか・・・オレゴンだ。オレゴン州。アイオワです。

結局、ホームステイをさせるわけですので、非常に相手方の受け入れていただく方もきちんとした方でないと、事故があれば困ります。そういう意味も含めて、非常にそういうところにコネクターといいますが、コネクションを持っていらした方もありまして、そこに決めさせていただいたということです。

それから業者は、市内業者が1社、県外業者が1社であります。そしていろいろ比較検討いたしましたところ、県外の、こういうことに非常に今までの経験もある、そして費用的にも当然ですけれども安かったと思うのですけれども、そういうことで県外業者にこれは決定しております。

高橋郁夫君 英語と農業のステイということで選んだということですが、農業に関してはオーストラリアなども盛んなわけですし、英語も、多分オーストラリアも英語だったかと思うのですが。オーストラリアの方もやっているわけですね。姉妹都市になっていなのかな、ニュージーランド。塩沢のときはやっていたわけですがけれども、今はどうなっているかあれですがやっていると思うのですけれども。

英語にしても、農業にしても盛んなわけですし、今までやはり姉妹都市として培ってきて、関係を作ってきたわけですから、当然また向こうの受け入れ先も、やはり初めてのところよりは歓迎してくれるとは思いますが、そこら辺でもって、どうしてそうなったのかなというのはあるのですけれども。

市長 何て言いますか要は、受け入れていただくところにきちんとした部分がないと。本当にただ遊びに行くだけであればこれはそれで結構ですし、どこかのホテルに全部泊まるとかそういうことであれば、いやそれは姉妹都市のオーストラリアかニュージーランドだか、それはあれですけれども。これはどういうふうに申し上げればいいでしょう。とにかく子供を預けて、そして1週間なり10日なりその家で全部預かっていただくわけですから、相当の信頼関係があつたり、今までのつながりがないとこれはちょっとできないのです。危なくて。そういうことをひとつご理解いただきたいと思います。

塩沢時代にいろいろの国とそういう関係を結んでいるのは私も当然ですけれども承知しておりますし、そのことも十分頭にあるわけですが、それらはまた別の生かし方があると思うのです。またまたそちらの方から、いや、そういう農家もいたり、そういうことできちんと受け入れ態勢も整えますよということであれば、別にどうでも毎年毎年、全部アメリカに送りこまなくてもいいわけです。ただ、初年度でありますから、そういうきちんとした部分を

兼ね備えたところを選ばせていただいたということです。そういうことでご理解いただきたいと思います。

宮田俊之君 手短には、15ページと25ページに載っております浦佐本町商店街毘沙門通りとこの事業について伺います。入りに900万円入るということで、聞き漏らしたのが悪かったのですけれども、これはどこから何かの事業採択があったのかどうかということと、最後に50万円付け足した意味と。このお金の行き先についてですけれども、この社会実験を行えば、かなり地元の方々が苦勞されるかと思うのです。そういった皆さんにきちんとこのお金が行くのかどうか。どこかの調査会社にもうどんと行って終わるものなのか。ちょっと細かな説明をお願いしたいと思います。

建設部長 所信表明のところにもちょっと市長の方からも述べていただいておりますけれども、都市基盤のところでございます。浦佐本町通り毘沙門通りを参道型商人町としてと、こういう位置づけが一つございます。要はあそこの通り 県道ですけれども、国土交通省の方でまちづくりの一貫といたしまして、「どういうまちづくりがふさわしいのか」ということで、交通規制をかけながら例えば全面通行止めをして、今、あそこに歩道はないのですけれども、歩道の空間だけを確保するとか。あるいは歩車道の空間を確保するとか、そういったようなことを一応実験的にはやってみよう。

当然地元の皆さんのアンケートもとらせていただきますし、お越しをいただいた皆さんからもそのアンケートをとらせていただきます。どういうまちづくりをしたらいいのかということを探しよう。これは地元で実行委員会を組織していただきますので、そちらの皆さんの協議会の開催費用、あるいは先ほど申し上げました交通規制にかかるいろいろな諸々の費用、バリケードの設置も必要だし、そういうことも必要です。それから住民への周知も必要でございますので、いろいろなことを兼ね備えて、国土交通省の方では900万円と。その補助対象に見合わない部分が発生するだろうということで、50万円付け足しをさせていただいたということでございます。

決して全部コンサルに委託をするということではございませんで、地元の皆さんと参画をするということでございます。直轄で私どもの市を通してやることです。

阿部久夫君 私は1点だけお聞きをしたいのですが、17ページの庁舎の管理費です。今回コールセンターが来ることに関して、玄関の修理をするという説明をいただきました。それはそれでいいのですが、その向こうに観光協会があるわけでございます。なかなか観光協会にどうして行ったらいいかということで非常に来る人もわかりづらい。お客さんが非常にわかりづらいということ言っています。

そして向こうの、もう旧庁舎の方は玄関はいつも鍵がかかっているそこからは入れない。こちらの新しい庁舎の方からは玄関はひとつですが、そうなってくるとぐうっと廊下へ回って行って、大きく回っていくのはなかなか観光協会がわからないということです。前々から言われていたのですが、またここにきて庁舎の玄関の工事をやるということになると、ますます今度はわかりにくくなるわけでございます。観光協会はあそこにある以上、やはり入り

やすい、または使いやすいようにしていただかなければ、何のためにあそこに観光協会があるのかちょっとわかりにくいような気がするのです。その点について、何であそこに鍵をかけているのか、私はちょっと理解できない。その点についてご説明をお願いいたします。

市長 今、塩沢庁舎の改修というのは先ほど総務部長が触れましたように、新しい、議会棟の方の入り口。というのは、コールセンターが朝の7時半から夜の9時までやるのです。時間帯が同じ8時半から5時15分であればあまりそういうことは必要なかったのですけれども、そういうことのために朝早くそして夜遅くやっているものですから、私どもの方に無断で立ち入りができないようなことをやらせていただく。ですから他のところの通路は全く関係ない。ですので、このことをやったことによって観光協会の方に行きづらくなるとか、そういうことは全くありません。

もし、非常にわかりづらいということであれば、看板でも設置をしながら対応していきませんが、今、商工観光課がもう今日からこちらへ全部来ています。そして合併協議の中で、観光協会ですね、本課のあるところに観光協会の本部は持って行くということになっているのです。ですので、そう遅くない時期に 今年度はとても無理ですけれども 観光協会の本部もこの庁舎近辺に移って来ます。ただ、どこにやるかというのがまだ決まっていませんで、ですので当面わかりづらければわかりやすいような対応をさせていただいて、ご不便をかけないようにと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

山田 勝君 27ページの教育費、小学校費、中学校費。消防設備補修点検委託料というのが2点出ております。本来消防設備点検はもう明らかに点検しなくてはいけない、消防法で決まっております。何でこの時点でこれが出てくるのだろうかというのが疑問であります。

それから、金額的に見るとこれは点検委託だけですね。例えば消火器でありますと、通常5年。そういったときの中身の詰め替えとか、そういったことに関する契約はどのようになっているのでしょうか。

ちょっと先日ある保育園に行ったら、もうとっくに期限切れている消火器なんだよと。その消火器の中身を替えていない状況でただ点検をしているだけ。私も点検はやるのですけれども、その契約によって不備があったときは全部やるのか。ただ点検をして書類を消防署に出すだけなのか。そういった契約の違いはあります。この辺がどのようになっているのかお知らせ願えればと思います。

教育次長 今ほどの質問の内容でありますけれども、これにつきまして保守点検につきましては当初予算で盛った内容であります。その点検の結果、今ほど山田議員が言われたように、消火器の詰め替えとか、あるいは点検でいろいろ直すところ、修繕とかやるところはあるわけです。それらについてそれぞれの細目に分けなくて、この点検委託料の中を増額してそういった詰め替えだとか、修繕するところが必要という指示がありますのでそこら辺をやりたいと、そういう内容です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 長 裁決いたします。第93号議案 平成19年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第93号議案は原案のとおり可決されました。

議長 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は9月10日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後5時03分)